

平成 17 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社九州親和ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 小田 信彦

### 第三者割当増資（優先株式発行）に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 12 月 19 日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 発行の理由

当社グループが地域金融機関として、さらに力強く地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化に資するためには、利益による内部留保の積上げに加えて、株主資本の増強によって強固な財務体質を構築する必要があります。

ついては、このたび転換予約権付優先株式を発行し、第三者割当の方法により、UBS AG London Branch 及びみずほ証券株式会社に割当てることといたしました。

本スキームは、以下のように株価に対するインパクトに配慮しており、現時点の最良の選択であると考えます。

なお、本優先株式の発行により払い込まれた資金は、主として当社の完全子会社である株式会社親和銀行への出資に充当いたします。

#### 2. 本優先株式の特徴

本優先株式は既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した設計であり、以下の特徴を有しております。

- 1) 本優先株式は、UBS AG London Branch 及びみずほ証券株式会社の 2 社（以下、「割当先」という）に対して第三者割当の方法により発行されるものであり、割当先は当社の同意なくして第三者に本優先株式を譲渡しないこと。
- 2) 割当先は、本優先株式の普通株式への転換を前提としたつなぎ売り等（注）以外の空売りを目的として第三者と貸株契約を締結しないこと。

（注）つなぎ売り等・・・転換予約権の権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一銘柄の株券の売り付けを行うこと等

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 3) 転換価額の修正が毎月第2金曜日及び第4金曜日に行われることにより、株価上昇時においては遅滞なく転換価額が上昇するという当社にとっての利点が期待できること、及び株価下落時であっても転換価額が時価に基づき修正されるため、転換に支障が生じにくい性質を有していること。

## 記

1. 種類株式の名称  
株式会社九州親和ホールディングス第二回優先株式  
(以下「本優先株式」という。)
2. 発行新株式数  
15,000,000 株
3. 発行価額  
1 株につき 1,000 円
4. 発行価額の総額  
15,000,000,000 円
5. 発行価額中資本に組み入れない額  
1 株につき 500 円
6. 資本組入額の総額  
7,500,000,000 円
7. 申込期日  
平成 18 年 1 月 5 日
8. 払込期日  
平成 18 年 1 月 5 日
9. 新株券交付年月日  
平成 18 年 1 月 5 日
10. 発行方法  
第三者割当の方法により、下記割当先にそれぞれ下記の株数を割当てる。

UBS AG London Branch	10,000,000 株
みずほ証券株式会社	5,000,000 株
11. 配当金  
当社は、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)又は本優先株式の登録質権者(以下「本優先登録質権者」という。)に対しては、利益配当又は中間配当を一切行わない。

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 12. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、本優先株主又は本優先登録質権者に対して、普通株式を有する株主又は普通株式の登録質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 1,000 円を支払う。本優先株主又は本優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

## 13. 買入消却

当社は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

## 14. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

## 15. 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、本優先株主には、新株引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

## 16. 普通株式への転換予約権

### (1) 転換を請求し得べき期間

平成 18 年 1 月 6 日から平成 21 年 1 月 6 日までとする。

### (2) 転換の条件

本優先株式は、1 株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

#### (イ) 当初転換価額

423 円

#### (ロ) 転換価額の修正

本優先株式の発行後、転換価額は、毎月第 2 及び第 4 金曜日（以下「修正日」という。）まで（同日を含む。）の 5 連続取引日（但し、売買高加重平均価格が算出されない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値の 93%に相当する金額の 100 分の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌取引日以降、当該修正日価額に修正される。但し、かかる修正後の転換価額が平成 18 年 1 月 5 日まで（同日を含む。）の 10 連続取引日（但し、売買高加重平均価格が算出されない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の 200%に相当する金額の 100 分の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とし、かかる修正後の転換価額が平成 18 年 1 月 5 日まで（同日を含む。）の 10 連続取引日（但し、売買高加重平均価格が算出されない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

50%に相当する金額の100分の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(Ⅱ)の規定を準用して調整される。修正日価額の算出にかかる上記5連続取引日の間に下記(Ⅱ)に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されるものとする。

上記修正が行われる場合には、当社は、当該修正日に、当該本優先株主に対し、修正後の転換価額を通知する。

(Ⅱ) 転換価額の調整

当社は、当社が本優先株式の発行後、下記 に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により本優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 下記 ( )に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使により当社の普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日以降、又はかかる発行のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

( ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額をもって転換により}}{\text{当該期間内に発行された株式数}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合  
調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全部が当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本優先株主と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

- ( ) 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。  
( ) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。  
( ) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額調整式を適用する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ( ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。  
( ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



捨五入する。

- ( ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式数を控除した数とする。

上記の規定にかかわらず、上記に基づき調整後の転換価額を初めて適用する日が上記(ロ)に基づき転換価額の修正日と一致する場合には、上記に基づき転換価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、上限転換価額及び下限転換価額については、かかる調整を行うものとする。

- (二) 上記(ハ)により転換価額の調整を行うときには、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本優先株主に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記(ハ) ( )但書に定める株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記(ハ)の規定が適用される場合には、かかる通知は上限転換価額及び下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。

- (ホ) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ア) 転換請求受付場所

名義書換代理人 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

- (イ) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び本優先株式の株券が上記(ア)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、本優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

## 17. 普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって、1,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に一斉転換する。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この場合、当該平均値が、下限転換価額を下回るときは、1,000 円を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。但し、上記 16.(2)に定める転換価額が一斉転換日までに上記 16.(2)(ハ)により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。前記の普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、商法第 220 条の規定に従ってこれを取扱う。

18. 期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときには 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 優先順位

本優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、第一回優先株式と同順位とする。

20. 引受人

該当なし

21. 発行を行う地域

日本

22. 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当なし

23. その他

- (1) 本優先株式の条件は市場の状況、当社の財務状況、本優先株式の発行総額その他をふまえて当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (2) 本優先株式の発行に関し必要な一切の行為については、当社の代表取締役社長又はその選任する代理人に対し、これをなす権限を付与する。

以 上

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 【ご参考】

### 1. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	361,671,954 株
増資による増加株式数	15,000,000 株
増資後発行済株式総数	376,671,954 株
うち、普通株式	331,671,954 株
第一回優先株式	30,000,000 株
第二回優先株式	15,000,000 株

(注) 当行は、転換予約権付株式を発行しているため、発行済株式総数は平成 17 年 9 月 30 日現在の数字を記載しており、増資後発行済株式数は、平成 17 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数に増資による増加株式数を加えた株数を記載しております。

### 2. 資金の用途等

#### (1) 増資調達資金の用途

主として当社の完全子会社である株式会社親和銀行への出資に充当する予定であります。

#### (2) 業績に与える見通し

本件による今期の業績予想に変更はありません。

### 3. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、銀行持株会社として、経営の公共性と健全性の維持・向上という観点から、内部留保に配慮しつつ、長期に安定した配当を維持することを基本方針としております。

#### (2) 配当決定に当たっての考え方

当該期の業績ならびに今後の収益見通し等を総合的に判断し決定いたします。

#### (3) 内部留保資金の用途

銀行持株会社として、新たな事業展開に使用いたします。

#### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	8.29 円	2.89 円	185.69 円
1 株当たり年間配当金	5 円	- 円	- 円
実績配当性向	60.27%	- %	- %
株主資本当期純利益率	2.14%	0.99%	57.79%
株主資本配当率	1.20%	- %	- %

(注) 1.1 株当たり年間配当金は、普通株式配当金を記載しております。

2. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

ご注意: この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



#### 4. 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

##### (1) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

平成14年5月23日 転換社債型新株予約権付社債発行 30,000百万円(当社設立に伴う公的資金の引継)

平成14年9月30日 上記の転換社債型新株予約権付社債が、全額優先株式(30,000,000株)に転換

平成17年5月11日 新株予約権(普通株式25,000,000株)発行

平成17年8月17日 上記の新株予約権の権利行使完了 普通株式発行総額 3,599百万円

##### (2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	303円	301円	207円	206円
高 値	355円	323円	330円	430円
安 値	257円	158円	170円	147円
終 値	300円	205円	206円	384円
株価収益率	36.16倍	70.84倍	-	-

(注) 平成18年3月期の株価については、平成17年12月16日現在で表示しております。

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 5. 割当予定先の概要

### (1) UBS AG London Branch

割当予定先の氏名又は名称		UBS AG London Branch	
割当株数		10,000,000 株	
払込金額		10,000,000,000 円	
割当予定先の内容	住所	1 Finsbury Avenue, London EC2M 2PP United Kingdom	
	代表者の氏名	Peter Wuffli (Chief Executive Officer)	
	資本の額	901,486,541.60 スイス・フラン	
	事業の内容	投資銀行業務及び証券業務	
	大株主	The Depository Trust Company (Cede & Co.), New York 5.8%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	203,000 株
	取引関係等	該当事項はありません。	
	人的関係等	該当事項はありません。	
主な経営成績・財政状態 (連結)		平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期
	売上高	33,790 百万円・フラン	41,069 百万円・フラン
	営業利益	-	-
	経常利益	8,177 百万円・フラン	10,674 百万円・フラン
	当期利益	6,239 百万円・フラン	8,089 百万円・フラン
	総資産	1,550,056 百万円・フラン	1,734,784 百万円・フラン
	株主資本	35,310 百万円・フラン	34,978 百万円・フラン
当該株券の保有に関する事項		発行日から 2 年間に於いて本優先株式又は本優先株式の転換により発行される普通株式を譲渡する場合には、その旨を当社に報告する旨、及び当社の事前の書面による同意がない限り、当該優先株式のまま、第三者に転売しない旨の確約を依頼する予定であります。	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係欄は、平成 17 年 11 月 30 日現在のものであります。但し、割当予定先の資本の額及び大株主の欄は、平成 16 年 12 月 31 日現在のものであります。

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) みずほ証券株式会社

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当株数		5,000,000 株	
払込金額		5,000,000,000 円	
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	
	代表者の氏名	取締役社長 福田 眞	
	資本の額	195,146,000,000 円	
	事業の内容	証券業	
	大株主	株式会社みずほコーポレート銀行	81.5%
		農林中央金庫	18.5%
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	32,000 株
	取引関係等	証券取引	
	人的関係等	なし	
主な経営成績・財政状態 (連結)		平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
	売上高	225,023 百万円	266,759 百万円
	営業利益	37,646 百万円	48,653 百万円
	経常利益	40,234 百万円	50,155 百万円
	当期利益	19,622 百万円	28,060 百万円
	総資産	12,217,836 百万円	17,443,448 百万円
	株主資本	289,677 百万円	379,926 百万円
当該株券の保有に関する事項		発行日から 2 年間に於いて本優先株式又は本優先株式の転換により発行される普通株式を譲渡する場合には、その旨を当社に報告する旨、及び当社の事前の書面による同意がない限り、当該優先株式のまま、第三者に転売しない旨の確約を依頼する予定であります。	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係欄は、平成 17 年 9 月 30 日現在のものです。

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
 総合企画グループ 大串  
 TEL 0956-26-4105

ご注意：この文書は、当社が優先株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。